

○ 財務省告示第百九十八号
平成二十四年五月十四日施行
条件等を次年六月七日より告示する。
政府資金調達事務取扱規則
國庫短期財務証券の規定に依る。
大蔵省基づき、平成十一年大蔵省
の規定に依る。

行二令
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十

の法律発行の名称及び根拠記

の法律発行の名称及び根拠記
条項及び根拠記
条項及び根拠記
条項及び根拠記
条項及び根拠記
条項及び根拠記
条項及び根拠記
条項及び根拠記
条項及び根拠記
条項及び根拠記
条項及び根拠記

四
發行方法
三
用振替法の適
二
一
の法律発行の名称及び根拠記

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「平、第十項、第に」金号法
る参て札發によ下競争は受けるも「昭和二十九年
も加、と行の者財同一発行に日本銀行の「昭和二十二年
にご務時といに行う。(以下「日本銀行の「昭和二十二年
よと大にいるに臣行う。発応がわく行募各れ及「札わする。
行度債入価格とる。その規定

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ		
額 最	払	発	方 募	
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の	
千 万 円	万 四 一 五 九 千 万 兆 千 九 千 五 六 百 五 千 百 二 百 四 円 十 円 百 一 億 六 億 七 千 七 百 七 九 百 十 百	額 億 額 面 六 面 金 千 金 額 万 額 で 円 で 四 五 千 兆 九 五 百 千 二 四 百 七 三 億 七 十 五 円	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 圏 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 特 別 發 行 參 加 「 と 者 い ・ う 第 。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	振 替 単 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 行	
込 期 日	札 參 加	所 支 払	償 額	還 期	入 価 ・ 期	債 札 格	競 市	行 競 價	
				限	I	加 場	行 加 場	爭 格 日	
平 成 二 十 四 年 五 月 十 四 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ 。 を き 百 四 日	日 本 銀 行 額 を 百 支 金 額 と き 円 に う 、 期 つ 。 そ が 月 き の 百 円	額 面 金 支 金 額 を き 償 還 年 、 期 八 月 月 銀 行 休 業 業 日 に	償 當 還 し 償 四 年 四 月 八 月 十 三 日 業 業 日 に	た だ 成 し 、 四 年 八 月 月 十 三 日 業 業 日 に	平 成 大 臣 行 額 を 百 支 金 額 と き 円 に う 、 期 つ 。 そ が 月 き の 百 円	十 七 錢 五 厘 百 二 毛 上 の 九 十 九 九 円	額 面 金 支 金 額 を き 償 還 年 、 期 八 月 月 十 三 日 業 業 日 に	す 成 る の 記 替 。整 載 法 数 又 は 規 定 金 錄 に 額 は よ に 、 る よ 最 振 低 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿